

表242 プール等衛生検査

注) 神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則に基づき、<貯水槽水>水素イオン濃度は5.8以上・8.6以下、濁度は2度以下、過マンガン酸カリウム消費量は12mg/L以下、大腸菌は不検出、一般細菌は200cfu/mL以下、遊離残留塩素濃度は0.4mg/L以上、二酸化塩素濃度は0.1mg/L以上・0.4mg/L以下、水温は22°C以上、<採暖槽>レジオネラ属菌は不検出(10cfu/100mL未満)、<室内プール/野外使用屋外プール>照度は100lux以上を適とした。(法的に基準のある項目は別掲)

資料：健康安全課